

歩道橋ネーミングライツに係る愛称掲出工事について

1 工事の承認について

(1) 承認工事

愛称を掲出する工事の際は、道路法第 24 条に基づく承認を受ける必要があります。

(2) 申請者

原則として、ネーミングライツパートナー又は施工業者が申請してください。

(3) 申請の時期

市からネーミングライツパートナー決定の連絡があれば申請可能です。(ネーミングライツパートナー契約の締結前に申請してください。)ただし、工事の施工日はネーミングライツパートナー契約の締結日以降としてください。

(4) 手続きに必要な期間等

申請から承認まで 2 週間程度かかります。書類の不備があればさらに期間が長くなることがあります。申請書類準備にも時間がかかると思われますので、申請者の方は早めに市にお越しいただき、担当者と事前に相談するようにしてください。

(5) その他

ネーミングライツパートナー契約は工事の承認後となります。

2 工事の施工について

(1) 施工業者

市で施工業者の指定は行っておりません。市から施工業者を紹介することもできません。ネーミングライツパートナー自身で施工業者と直接契約してください。

(2) 工法

フィルム（高耐候性及び再剥離性を有し、施工性良好なもの）を歩道橋の桁に貼り付けてください。また、使用材料の選定にあたっては、消去時の施工性も考慮してください。

(3) 文字規格等

信号機・道路標識に類似せず、又はこれらの効用を妨げないものとしてください。

ア. 標示面積・・・最大可視面積 5 m²まで（既設の地点名(町名)標示を含む）

イ. 文字等の大きさ・・・1 文字最大 30cm 角まで

ウ. 文字等の色・・・蛍光及び反射加工不可

エ. 下地の色・・・歩道橋の塗装色又は文字の切り抜き（カッティング）施工

(4) 費用負担

愛称標示工事及び契約満了等による愛称消去工事に係る一切の費用はネーミングライツパートナーが負担してください。

3 その他

契約満了等により愛称を消去する際も承認工事の手続きが必要です。

4 問い合わせ先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市建設部

(道路法第 24 条の承認申請手続きに関すること)

道水路管理課 占用グループ

電話：0586-28-8637 メール：dosuiro@city.ichinomiya.lg.jp

(上記以外に関すること)

建設総務課 総務グループ

電話：0586-28-8628 メール：kensetsusomu@city.ichinomiya.lg.jp